

「送還忌避・長期収容問題の解決に向けた提言」に基づく法改正に

反対する会長声明

1 声明の趣旨

法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会の下に設置された収容・送還に関する専門部会（以下、「専門部会」という。）は、2020（令和2）年6月に「送還忌避・長期収容問題の解決に向けた提言」（以下、「専門部会提言」という。）を公表し、同年7月14日、法務大臣に提出した。現在、出入国在留管理庁において、専門部会提言の内容を踏まえた出入国管理及び難民認定法（以下、「入管法」という。）の改正が検討されており、近々国会に法案が提出される予定とのことである。

しかし、当会は、専門部会提言のうち、

- ① 退去強制令書の発付を受けた者が本邦から退去しない行為に対する罰則の創設
 - ② 難民申請者の送還停止効に対する例外の創設
 - ③ 仮放免された者による逃亡等の行為に対する罰則の創設
- を踏まえた法改正については、「2 声明の理由」記載のとおり、強く反対する。

2 声明の理由

（1）専門部会提言①について

専門部会提言は、退去強制令書の発付を受けた者の送還を促進させるための措置として、本邦から退去しない行為に対する罰則の創設について検討するよう求めている。

しかし、退去強制令書の発付を受けた者の中には、日本で生まれ育ったり日本に居住する家族がいたりするために在留特別許可を求める者や、本国に帰国した場合に迫害を受けるおそれがあるために帰国困難となっている等、様々な事情を抱えている者がいる。これらの人々は、本来保護されるべき者であるが、いまだ司法審査を受けていない者も含まれている。このことは、専門部会提言でも言及されているとおり、平成28年から平成30年までの間に終了した出入国在留管理訴訟（退去強制手続関係取消請求・無効確認、難民認定手続関係取消請求・無効確認等）で国の敗訴が確定した判決が合計26件あるという事実からも裏付けられる。

このように、司法判断を受けていない当事者に対して罰則をもって帰国を強制することは、憲法や自由権規約で認められた裁判を受ける権利（憲

法32条)を侵害するおそれがある。

また、退去強制令書の発付を受けた者が本邦から退去しない行為に対して罰則を創設すれば、当該外国人の家族や支援者、弁護士等が共犯者として処罰されてしまう危険性が否定できず、これらの者の活動を委縮させるおそれがある。このような事態は、到底容認できるものではない。

(2) 専門部会提言②について

専門部会提言は、難民認定審査手続中には強制送還されないという送還禁止効(入管法第61条の2の6第3項)について、送還促進措置として、複数回申請の難民申請者に対して、一定の例外を設けることを検討するよう求めている。

しかしながら、日本の難民認定率は、0.5パーセント未満と先進国の中でも極めて低く、複数回の申請や裁判を経て、ようやく難民としての地位を認められた者や、人道的配慮から在留特別許可を受けた者が相当数存在している。

このように、難民認定制度が適正に機能しているとはいえない現状の下で、複数回申請の難民申請者の送還禁止項に例外を設けることは、本来保護されるべき難民を、迫害を受ける地域に送還してしまう危険性があり、これを禁止する「ノン・ルフールマンの原則」(難民条約第33条第1項)に反し、決して許されるものではない。

立法府がまず行うべきは、難民条約上の保護が認められるべき者が適切に保護される制度を構築することであり、難民として保護を求める者を安易に送還する制度を構築することではない。

(3) 専門部会提言③について

専門部会提言は、仮放免された者が逃亡した場合に対する罰則の創設についても検討するよう求めている。

しかしながら、現行法においても、逃亡した仮放免者に対しては、保証金の没取などの措置が設けられており、新たな罰則を創設する必要性はない。

むしろ、このような罰則の創設は、専門部会提言①で指摘したことと同じく、仮放免許可申請の支援者、弁護士や家族などが共犯とされる危険があり、これらの者の活動を萎縮させるおそれがあり、到底許容することはできない。

(4) 専門部会は、無期限長期収容と過酷な処遇環境に耐えかねた多数の被収容者が全国で命がけのハンガーストライキを行い、2019(令和元)年6月には大村入国管理センターで餓死者が出るという事件が起きたため、収容の長期化や処遇上の問題等を解決する目的で設置された。

しかしながら、専門部会提言は上記のような多くの問題点を含むものであり、収容を前提とした従来の方針を変更するものではない。

2020（令和2）年8月には、国連人権理事会の恣意的拘禁国連部会が、日本の無期限長期収容は、恣意的な拘禁を禁止した国際人権法違反であるとの意見を採択し、政府に制度の見直しを求めたばかりである。入管法改正にあたっては、被収容者の無期限長期収容を改め、収容に関する司法審査を導入し、収容期間の上限を設ける等の抜本的な見直しが必要である。

以上の理由から、当会は無期限収容を前提とした専門部会提言に基づく入管法の改正に強く反対するとともに、被収容者の生命が奪われるという悲劇を二度と繰り返さないために、被収容者の人間としての尊厳が守られるよう、処遇改善を強く求めるものである。

2021（令和3）年1月20日

大分県弁護士会

会長 吉田 祐治